区域計画

１　国家戦略特別区域の名称

２　法第２条第２項に規定する特定事業の名称

３　区域計画の実施が国家戦略特別区域に及ぼす経済的社会的効果

４　その他国家戦略特別区域における産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動の拠点の形成のために必要な事項

５　法第10条第１項第１号に規定する特定事業を定める場合には、当該特定事業の名称

別紙　法第２条第２項に規定する特定事業関係及び法第10条第１項第１号に規定する特定事業関係

注１　２に掲げる事項については、特定事業ごとに、「１　特定事業の内容及び実施主体に関する事項」、「２　特定事業ごとの規制の特例措置等の内容」及び「３　その他特定事業に関する事項」を別紙に記載すること。

２　５に掲げる事項については、特定事業ごとに、「１　特定事業の内容、実施主体及び開始の日に関する事項」、「２　特定事業ごとの規制の特例措置の内容」及び「３　特定事業実施区域の範囲」を別紙に記載すること。

区域計画

１　国家戦略特別区域の名称

２　法第２条第２項に規定する特定事業の名称

３　区域計画の実施が国家戦略特別区域に及ぼす経済的社会的効果

４　その他国家戦略特別区域における産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動の拠点の形成のために必要な事項

５　法第10条第１項第１号に規定する特定事業を定める場合には、当該特定事業の名称

別紙　法第２条第２項に規定する特定事業関係及び法第10条第１項第１号に規定する特定事業関係

注１　２に掲げる事項については、特定事業ごとに、「１　特定事業の内容及び実施主体に関する事項」、「２　特定事業ごとの規制の特例措置等の内容」及び「３　その他特定事業に関する事項」を別紙に記載すること。

２　５に掲げる事項については、特定事業ごとに、「１　特定事業の内容、実施主体及び開始の日に関する事項」、「２　特定事業ごとの規制の特例措置の内容」及び「３　特定事業実施区域の範囲」を別紙に記載すること。